「令和3年度「いわし」「にしん」及び「さば」の輸入割当てについて（案）」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	いずれの魚種についても、輸入統計上の数量と割当量との間に大きな差異があります（割当量の方が5-10倍多い）。 これが事実だとすると、大きな商社が大量に入れてしまうと、供給量が過剰となり、中小規模の輸入に悪影響を与えるということにならないでしょうか？ 統計の見方が間違っていれば、ご教示ください（例：R2年のにしん輸入量は13,180トン、今回の割当量は合計157,000トン）。	貿易統計上の数量と輸入割当限度数量との間に差異があるのは御認識のとおりです。 この輸入割当限度数量は、輸入貿易管理令第9条第3項に基づき毎回水産庁と協議を行った上で、国内生産、在庫、輸出入等に係る動向や見通しを踏まえ、国内の資源管理や需給に係る状況も勘案し設定しております。 今後とも、いただいた様々な意見を踏まえながら、水産物の輸入割当制度の適切な運用に努めるとともに、必要に応じて見直しを図ってまいりたいと考えております。
2	提出書類に法人番号を記載させるべき。	御提案いただいた法人番号の記載だけでは、輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行っているところです。